

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年7月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200661号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300009号

## 第1 結論

昭和59年\*月から平成8年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年\*月から平成8年5月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和59年\*月頃に、私の母親がA市役所で行い、請求期間の国民年金保険料は、私が厚生年金保険の被保険者であった期間を含めて、母親が同市役所で毎月納付していたと聞いている。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和59年\*月頃に、請求者の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、請求者が厚生年金保険の被保険者であった期間を含めて、母親が同市役所で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出されたことを確認することができない上、請求者は、母親から年金手帳を受け取った記憶はない旨陳述している。

また、請求期間当時、請求者の国民年金の加入手続を行った母親が居住していたとする、A市を管轄するB社会保険事務所(当時)から同市に払い出された昭和59年\*月から昭和60年3月までの国民年金番号について、被保険者氏名を国民年金手帳記号番号払出簿により目視にて調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る被保険者記録は平成10年7月15日に入力処理されていることが確認できることから、当該入力処理が行われるまで、請求期間のうち国民年金被保険者期間については、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行され

ることはなく、当該入力処理が行われた時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、請求期間のうち厚生年金保険被保険者期間については、制度上、国民年金保険料を納付することを要しない期間である。

加えて、請求期間は、\*か月と長期間である上、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は、具体的な記憶はない旨陳述していることから、当時の加入手続及び保険料納付状況が不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。